

令和２年第５回上里町議会定例会会議録第３号

令和２年９月９日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 ７（町長提出議案第61号）上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 ８（町長提出議案第62号）上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 ９（町長提出議案第63号）上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10（町長提出議案第64号）固定資産評価委員会委員の選任について
- 日程第 11（町長提出議案第65号）公平委員会委員の選任について
- 日程第 12（町長提出議案第66号）令和２年度上里町一般会計補正予算（第５号）について
- 日程第 13（町長提出議案第67号）令和２年度上里町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 14（町長提出認定第 １号）令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15（町長提出認定第 ２号）令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16（町長提出認定第 ３号）令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17（町長提出認定第 ４号）令和元年度上里町後期高齢医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18（町長提出認定第 ５号）令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19（町長提出認定第 ６号）令和元年度上里町水道剰余金の処分及びに決算の認定について
- 日程第 20（町長提出認定第 ７号）令和元年度上里町下水道事業決算認定について

出席議員（１４人）

１ 番 熊 浩 之 君

２ 番 高 橋 茂 雄 君

3番 高橋勝利君
 5番 仲井静子君
 7番 齊藤崇君
 9番 植井敏夫君
 11番 納谷克俊君
 13番 高橋仁君

4番 飯塚賢治君
 6番 猪岡壽君
 8番 植原育雄君
 10番 高橋正行君
 12番 沓澤幸子君
 14番 新井實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 山下博一君
 教育長 埴岡正人君
 総合政策課長 豊田貴志君
 くらし安全課長 間々田亮君
 子育て共生課長 飯塚郁代君
 高齢者いきいき課長 間々田由美君
 産業振興課長 山下容二君
 学校教育課長 望月誠君
 生涯学習課長 伊藤覚君

副町長 江原洋一君
 総務課長 山田隆君
 税務課長 須長正実君
 町民福祉課長 亀田真司君
 健康保険課長 及川慶一君
 まち整備課長 相馬伸太郎君
 上下水道課長 根岸利夫君
 学校教育指導室長 福島実君
 会計課長 小暮伸俊君

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 係 長 飯塚 剛

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出議案第61号 上里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第7、町長提出議案第61号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） それでは、御提案申し上げました議案第61号 上里町税条例の一部を改正する条例についての内容説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、上里町税条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

次に、このたびの改正の概要でございますが、個人住民税に関して、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するための未婚のひとり親に対する税制上の措置及び配偶者と死別または離婚した後、再婚していない女性または男性に対する控除である寡婦（寡夫）控除の見直しと、法人住民税における国税の法人税法の連結納税制度の見直しに伴う所要の措置と、市中金利の実勢を踏まえた延滞金の割合の見直し、また、町たばこ税に関して、軽量の葉巻きたばこの課税方式の見直しを行う改正などでございます。

それでは、条文ごとに改正の内容について御説明を申し上げます。

まず、第1条による改正でございます。

第24条でございますが、個人の町民税の非課税の範囲について規定したもので、平成31年度税制改正で単身児童扶養者を個人住民税の非課税の範囲に加えましたが、今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するために、未婚のひとり親に対する税制上の措置としてひとり親控除が創設されたことに伴い、単身児童扶養者をひとり親に含めることとしたことから、寡婦（寡夫）もすべてひとり親に含まれるので、条文中の「寡婦（寡夫）」を「ひとり親」に改めるものでございます。

次に、第34条の2でございますが、所得控除について規定したもので、未婚のひとり親に対するひとり親控除制度が創設されたことから、ひとり親控除を追加するものでございます。

次に、第36条の2でございますが、所得控除について規定したもので、地方税法改正による根拠条文の項ずれを修正するための改正でございます。

次に、第94条でございますが、たばこ税の課税標準について規定したもので、近年、紙巻きたばこに類似する軽量な葉巻きたばこが登場し販売量が増えていることから、現在の換算方法では製品重量が軽く、紙巻きたばこと比べて税負担が低くなっているため、換算方式を見直すものでございます。

制定附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例について規定したもので、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げを行うため、規定の整備を行うものでございます。

制定附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例について規定したもので、制定附則第3条の2と同様に規定の整備を行うものでございます。

制定附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について規定したものです。が、所得税で低未利用地等の活用促進に係る特別控除が創設されたことにより、地方税法の個人住民税においても、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、根拠条文を追加する改正でございます。

制定附則第17条の2は、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定したものです。が、第3項については、制定附則第17条の改正で追加した低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例と重ねて特例を受けないように、この優良住宅地の造成等の課税の特例から除外する改正でございます。

続いて、第2条による改正でございます。第2条の改正は、施行日が異なる改正内容で、第1条と分けているものでございます。

第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金について規定したものです。が、地方税法の改正による根拠条文の項ずれを修正するための改正でございます。

第20条は、年当たりの割合の基礎となる日数について規定したものです。が、地方税法の改正によって根拠条文が削除されたことにより、条例から削除するものでございます。

第23条は、町民税の納税義務者等について、地方税法の改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

第31条は、均等割の税率について規定したものです。が、法人税法において連結納税が廃止され、グループ通算制度となり、その通算法人ごとに申告等を行うこととされたため、所得税法、地方税法の改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

第48条は、法人の町民税の申告納付について規定したものでございます。が、地方税法の改正に伴う項ずれを修正するための改正でございます。このうち、第9項は、連結納税法人について

て規定しており、今回の改正では、法人税法などの上位法で連結納税制度が廃止されたことにより不要となるため、削除するものでございます。

第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きについて規定したものでございますが、地方税法の改正に伴う項ずれを修正するための改正及び第3項においては、連結納税制度による連結法人の場合について規定しておりますので、第48条と同様、連結納税制度廃止に伴う不要な部分を削除する改正となっております。

第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について規定したものでございますが、第4項から第6項まで、第48条と同様、連結納税制度廃止に伴い不要となるため、この3項を削除する改正となっております。

第94条は、たばこ税の課税標準について規定しており、第1条で換算方式の見直しについて改正したところでございますが、同じ葉巻きたばこ間であっても、製品ごとに製品重量に差があることから税負担が大きく異なるため、さらに換算方式を見直すものでございます。段階的に見直すこととする理由として、たばこ関係事業者に与える影響に配慮する観点から、激変緩和を図っているものでございます。

制定附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例について規定したものでございますが、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正により規定の整備を行うもので、第2項では、市中金利の実勢を踏まえ、割合の引下げを行うものでございます。

次に附則の内容でございますが、第1条は、条例の施行期日について規定し、令和2年10月1日から施行としております。

ただし、第1条中、上里町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定については、令和3年1月1日から、第2条中、上里町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定については、令和3年10月1日から、第2条及び附則第4条の規定については、令和4年4月1日からと段階的に施行されます。

第2条は、延滞金に関する経過措置について規定したもので、この改正後の新条例の制定附則第3条の2の規定は、施行日となる令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、それ以前の期間に対応する延滞金は、従前の例によります。

第3条及び第4条は、町民税に関する経過措置について規定したもので、改正後の新条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以降の年度分の個人町民税について適用し、令和2年度分までの個人町民税については、なお従前の例によります。

また、法人町民税については、法人税法の改正に合わせ、令和4年4月1日以降に開始する事業年度分の法人町民税について適用されます。

第5条及び第6条は、町たばこ税に関する経過措置について規定したもので、改正後の新条例の施行日前に課した又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例によることといたします。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番、納谷です。

昨日の全員協議会の中でも同僚議員が質問されて説明をいただいたところなんですけれども、ちょっと分かりづらかったところがあったので、改めて伺いたいと思います。

法人住民税関係なんですけれども、連結納税制度の関係ですね。昨日の質問の中でも本支店というお話があったんですけれども、ちょっとニュアンスが連結だから違うのかなと思って、恐らく上里町で該当するのは大手精密機械メーカーの100%子会社の本社が所在しているということで、そちらが該当になってくるのかなと思うんですが、その場合、この町に及ぼす影響というのはどういうことが考えられるのかをお伺いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） 納谷議員の質問に対して御説明申し上げます。

確かにグループ通算会社というものは、資本金を出資してもらっているとか、株式をある程度保有されているとか、親法人との間に完全支配関係にあるものを言いますので、本社支社とは若干異なるかなというふうに思います。

町内におきまして連結納税法人が、昨日は1社あるというふうに申し上げましたが、具体的にどの会社であるということは、ちょっとここでは把握してないわけでありましてけれども、国税における連結納税制度の見直しに合わせて、地方税において所要の措置を講ずるとされたことによる今回の改正でございます。

この連結納税制度による影響でございますけれども、地方税におきましては、従来から各法人を納税単位としておりまして、グループ通算制度に移行したとしても、この辺は変わらない

とされております。

したがいまして、通算法人の法人税額は、グループ内の各法人の法人住民税法人税割の課税標準の合計となりまして、その法人ごとの法人税割で町のほうは課税しているわけでございますので、特に町税に影響はございません。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第61号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第62号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第8、町長提出議案第62号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第62号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての内容説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続いて、改正の概要でございますが、令和2年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律等の公布施行に伴う改正により、個人住民税の長期譲渡所得の税額において、低未利用地の活用促進に係る特別控除が創設されたことに伴い、上里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文ごとに改正内容を御説明申し上げます。

附則第４項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定したのですが、所得税で低未利用地の活用促進に係る特別控除が創設されたことに伴い、地方税法の個人住民税においても、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたため、当該特例に関し、根拠条文を追加する改正でございます。

附則第５項は、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定したのですが、これは短期譲渡所得にも長期譲渡所得の特例を適用する読み替え規定になっており、附則第４項と同様に、根拠条文として追加する改正でございます。

次に、改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第１項は、新条例の施行期日について規定したものであり、令和３年１月１日から施行としております。

第２項は、改正後における上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容を令和２年度以降の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上で、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第６２号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 町長提出議案第６３号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第９、町長提出議案第６３号 上里町事務手数料条例の一部を改正

する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第63号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要につきまして御説明申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年に施行され、また、同法の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正を受け、通知カードの廃止が閣議決定されました。廃止日につきましては、施行期日を定める政令に委ねることとなっておりますが、今回、当該政令の施行により、廃止日が令和2年5月25日に決定されました。これを受け、町が定める事務手数料条例において、通知カードの再交付手数料に係る規定を削除するものでございます。

次に、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第2条第1項において事務の種類及び金額を定めておりますが、同項第22号における通知カード再交付手数料1件につき500円との記述を削除いたします。しかし、第22号という号番号は残すことといたしました。この方式によることにより、他条文中において号ずれの修正作業が不要となるところでございます。

附則につきましては、施行期日を定めており、公布の日から施行とさせていただくものでございます。

以上で、上里町事務手数料条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 昨日の議会の全員協議会で説明を受けたわけでありますけれども、これによりますと、令和2年5月25日、通知カードが廃止されたので、上里町事務手数料条例を一部改正し、通知カード再交付手数料に係る規定を削除する、ここは理解できているんですが、一応確認のためにちょっと質問させていただきたいと思います。

マイナンバーの個人番号制度、これ始まったのが平成27年10月頃に準備が始まったかなと思います。その当時は、個人番号が付番された通知カードが住民のもとへ市町村から送付されてきまして、これを持って町に申請に行って、マイナンバーカードを交付していただきました。この通知カードが廃止された理由とか背景、分かりましたら説明をしていただきたいと思います。

また、新規で個人番号付番後は、通知カードによらず通知するという意味について、この説明文の中にありますけれども、これについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 植原議員の御質問に御説明を申し上げます。

まず、1つ目、今回通知カードが廃止になった理由、その背景についてでございますけれども、これまで住民異動が生じますと通知カードの記載事項に職員が変更するというふうな、市町村の職員あるいは住民の方に負担がかかっておりました。まず1つ目は、その負担を解消するためのもの。もう一つにつきましては、デジタル手続法が改正になりまして、紙ベースの通知カードではなくて電子証明等、公的個人認証が搭載されましたマイナンバーカードの保有の促進というふうな2つの観点から、今回通知カードが廃止になったというふうなものでございます。

もう一つ、これまで個人番号証明する書類として通知カードが発行されていたわけですが、法施行、5月25日以降につきましては、個人番号通知書というふうなもので、個人番号を出生者あるいは国外からの転入者に対して通知をするものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 8番の植原です。

既にマイナンバーカードを発行して持っている方、こういう方はどうなるのか。

それと、マイナンバーカードが今更新の時期に来ていると思いますけれども、その更新をしていない人、マイナンバーカードを使えなくなると思います。個人番号証明書類としても多分

使えないと思いますが、そこら辺について説明をお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 植原議員の御質問に御説明を申し上げます。

今、植原議員がおっしゃったように、マイナンバーカードにつきましては、個人番号を証明する書類として引き続き使うことができるんですけれども、通知カードにつきましては、これまで個人番号を証明する書類として使われておりましたけれども、5月25日以降は、それが失効するということですので、経過措置が取られておりまして、通知カードに記載されております記載事項と現在の住民票の記載事項が一致している場合には、引き続き通知カードを個人番号を証明する書類として使用することができるものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（猪岡 壽君） 日程第10、町長提出議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案説明を申し上げます。

現委員の岡田政雄氏が、9月29日をもちまして任期満了となります。

したがいまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

新しい固定資産評価審査委員会委員に、大字七本木96番地3在住の中島美晴氏、昭和27年9月9日生まれ、現在67歳でございます。

中島氏の経歴につきましては、昭和50年3月に短期大学を卒業後、平成14年より上里町議会議員を3期12年間務め、町政推進に御尽力いただきました。町の役職としましては、平成27年4月より上里町国民健康保険運営協議会会長、令和2年4月からは上里町社会教育委員を務められてされました。また、平成30年4月からは地元行政区長を1期2年歴任し、地域行政に御尽力されてされました。

つきましては、人格、識見とも固定資産評価審査委員会委員としてふさわしく、中島氏が適任者であると考えておりますので、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第11 町長提出議案第65号 公平委員会委員の選任について

○議長（猪岡 壽君） 日程第11、町長提出議案第65号 公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第65号 公平委員会委員の選任についての提案説明を申し上げます。

現委員の坂本義勝氏が、9月30日をもちまして辞職となります。

したがいまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

新しい公平委員会委員に、大字七本木3366番地9在住の古田島正二氏、昭和23年1月1日生まれ、現在72歳でございます。

古田島氏の経歴につきましては、昭和41年3月に高等学校を卒業後、民間企業に約46年間勤務してこられました。町の役職では、平成22年4月から上里町環境衛生委員を2年間、また、平成28年4月から2期4年間、地元行政区長を歴任し、町の様々な行政分野で御活躍されております。

つきましては、公平委員会委員として人格、識見ともふさわしく、行政活動も熟知しており、古田島氏が適任者であると考えておりますので、慎重御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、この方については、全く異論はありません。

しかしながら、過去にこの公平委員に選出された方が、自分の立場というものをどこでどれだけわきまえて発言していたんだか知らないんですけれども、自分は町長から選ばれた公平委員なんだと、気をつけて口をきいてくれと、俺はもう別人なんだというようなことを発言した公平委員がいるんですよ。公平委員というのは、誰見ても、いろんなところで事案が出てきたときに公平な立場でまとめていく、そういう委員だと思うんですよ。だけど、その以前に言われた方は、先ほど言ったように、自分を自画自賛して、俺は簡単に言えばえらいんだと、そこらでお話ししているやつと違うんだと、こういう発言をされまして、非常に公平委員は何なん

だろうという疑問を持ったことがあります。

今、そういうことはないというふうに思うんですけれども、やはり今回これやるときには、やっぱり町長なりからその辺のところの立場の認識について、しかるべき話をしていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員の御意見、提案に際して、この古田島氏は、先ほど説明しましたように識見を持っている方ですので、そういったところで本人等含めて理解していただくよう、御説明いたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 公平委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第12 町長提出議案第66号 令和2年度上里町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第12、町長提出議案第66号 令和2年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案の理由及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第66号 令和2年度上里町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

令和2年度上里町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,835万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億4,375万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、第2表債務負担行為補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は1,496万3,000円の増額補正となり、主な内容は、子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金、公立小学校情報機器整備費補助金などの増額となっております。

款16県支出金は785万7,000円の増額補正となり、放課後児童健全育成事業補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、多面的機能支払交付金の増額となっております。

款19繰入金は7,983万8,000円の増額補正となり、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金、介護保険特別会計繰入金の増額となっております。

款20繰越金は3億4,481万2,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款21諸収入は88万4,000円の増額補正となり、多面的機能支払交付金返還金、図書館等管理運営委託金過年度精算金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして4億4,835万4,000円を追加し、131億4,375万7,000円とするものでございます。

恐れ入ります、3ページを御覧ください。

続いて、歳出でございます。

款2総務費から款9教育費までの各項目につきまして、人事異動等による給与費の補正が主な共通点となっております。

初めに、款2総務費は3億7,014万3,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、財政調整基金積立金、減債基金積立金、総合文化センター安全調査改修設計業務委託料などの増額となっております。

款3民生費は3,143万4,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、介護保険特別会計への繰出金、中央・長幡保育園改築事業に係る解体設計業務委託料などの増額となっております。

款4衛生費は319万6,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、母子衛生事業に係る施設備品購入費、保健センター修繕料などの増額となっております。

款 5 農林水産業費は1,503万3,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、県営基幹水利施設管理事業負担金、多面的機能支払交付金などの増額となっております。

款 6 商工費は11万円の増額補正となり、職員給与費の増額となっております。

款 7 土木費は4,316万3,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、土地購入費、上里サービスエリア周辺地区多目的広場実施設計等業務委託料などの増額となっております。

款 9 教育費は1,827万5,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、小学校・中学校教育振興事業に係る委託料や備品購入費、図書館運営事業に係る委託料などの増額となっております。

歳出合計につきましても、歳入同様、現計予算に対しまして4億4,835万4,000円を追加し、131億4,375万7,000円とするものでございます。

引き続き、4 ページを御覧ください。

第 2 表債務負担行為補正につきましては、公共施設複合化建替に係る民間活力導入可能性調査等業務委託と、町制施行50周年要覧作成業務委託の期間及び限度額の追加を行うものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が、お手元の一般会計補正予算資料で御説明を申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔 1 1 番 納谷克俊君発言〕

○ 1 1 番（納谷克俊君） 11番、納谷です。何点か質問させていただきたいと思います。

まず、歳入についてなんですけれども、4 ページ、款20繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金になりますが、前年度繰越金ということで3億4,481万2,000円でありまして、この大部分、この入の大部分が出につながってくるのかなと思うんですけれども、5 ページ、歳出の款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 基金積立金、節24積立金ということで、財政調整基金積立金 2 億円、減債基金積立金ということになってきているのかなと思います。財調も減債基金

についても、当初予算で基金を取り崩す予算を組んであって、今回また基金積立てということでもあります。

これまで補正予算の財源として前年度繰越金をその都度見合いを歳入に計上してきたわけですが、前年度の決算がこれから行われるわけですが、もうそのうちのほぼ大部分の部分を今期定例会における補正5号で歳入に計上して、なおかつ、そのほとんど、ほぼほぼを基金に積み立てるということですが、今後の今期定例会以降の補正予算における歳入のほうが少し心配なのかなと思うところでもあります。

今、総合政策課長から御説明いただいて、今後、国庫補助金、国庫支出金等が該当になるものは、入が確定すれば財源補正を行うということで、その部分が財政上の余裕ができるのかなと思うんですけども、これまでとは違った予算の計上になってきたのかなと思うんですね。私18年間議会でお世話になっておりますが、このような予算の組み方は過去に記憶がないわけですが、なぜこの時期にこれだけの繰越金、前年度繰越金を計上して、なおかつ、財調並びに減債基金のほうに積立てを行うのかということが1点であります。

続いてなんですけれども、歳出、順に伺っていきたいと思います。

同じく、款2の総務費、項1総務管理費、目7の企画費になります。12委託料の公共施設複合化建替に係る民間活力導入可能性調査等業務委託料370万円の計上だと思いますが、こちら、今期定例会の同僚議員、また私も含めての一般質問の中でたびたび出てきた、上里町公共施設再配置・維持保全計画に基づいてのことだと思うんですが、今回のただいまの説明だと、ちょっとその計画より踏み込んでいるのかなと思うんですね。再配置の計画の中には、保健福祉施設のところに、なお書きで、民間にできる事業は外部委託、アウトソーシングをし、民間活用も同時に検討していくということだったんですけども、ただいまの説明によると、運営部分だけではなく、もう少し突っ込んでPPPの考え方というか、PFIというんですかね、そこまで考えての計画なのかなというふうに感じとれたんですが、その辺はどうかということをお伺いいたします。

続いて、同じページですね、目8行政対策費になります。節12の委託料、総合文化センター運営事業の中の委託料で、総合文化センター安全調査改修設計業務委託料ということで1,221万円計上されています。先ほどの説明では、ワープ上里の経年劣化に関わる補修ということだったんですけども、こちら先ほど来出ている再配置・維持保全計画のほうになってくるかなと思うんですけども、こちらの施設は中央公民館、またコミュニティセンターとの統合も計画をされているということで、計画期間内の事業計画ということの中では、令和2年、令和3年度の中で、総合文化センターのほうでは計画改修、複合化ですね、それで、中央公民館、コミュニティセンターの中では機能移転ということをやられているわけですが、単なる経年

劣化における改修工事なのか。また、中央公民館、コミュニティセンターとの機能移転、施設の統合ということも含めての設計業務委託なのか。

また、その場合には、中央公民館、コミュニティセンターにおいては、数年前になりますが、中央公民館を解体して、コミュニティセンターに中央公民館の機能を統合したという中で、少なからずの改修の費用をかけております。それからわずかしかなかった中で、二重投資になってくるのかなと。二重投資という言い方は表現が正しくないかもしれませんが、ほぼほぼそれにかかった経費というのが、残念ながらもったいないと感じるところがありますので、いかがお考えでしょうか。

続きまして、款7土木費、項4都市計画費、目2施設公園費になります、こちら14ページですね。節12委託料であります。公園管理事業委託料ということで、上里サービスエリア周辺地区多目的広場実施設計業務委託ということになっております。これ併せて、その下の節16の公有財産購入費もそうなんですけれども、こちらは、土地開発公社から土地を購入するということでもいいんですかね。ちょっと認識でありますと、産業団地B区画の残地部分、当初、購入企業の事業の様子を見て残地を買っていきたいということだったんですが、これが断念をされたことに関わるのかなと思います。

町長は以前から、この部分をイベント広場、このはなパークと名づけてイベント広場として整備していくんだというお話は伺っておりまして、また、それに関連してでしょうか、埼玉県の方の商工観光課でしたっけ、観光に関する課に職員さんも派遣しているのかなと思います。

この計画を実施していくには、その当該用地の購入で今回2,879万4,000円を計上しているわけなんですけれども、これは、開発公社に持っていてもらっても、ずっと持ち続けるのもどうなのかと思うので、町が買っていくのはいいんですが、イベント広場を計画するに当たっては、隣接する民間企業との土地の交換、売買、これも関係してくるのかなと思うんですね。非常に不整形な土地でありますので、隣接の民間企業との土地の整理というのが必須であると思います。そちらのほうはどうなっているのかということと、ちょっと入に一回戻ってしまうんですが、この土地購入のための繰入金、3ページに戻りまして、歳入の款19繰入金、項1基金繰入金、目2公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金の5,772万7,000円の一部が該当するのかなと思うんですが、そういう認識でよろしいのかということと、この入のところの説明で、公社からの土地購入等ということがあったんですが、これ見る限り、この部分と先ほどの町道整備に伴う道路の残地の購入があったんですが、これ足してもここの金額にならないので、その等の部分の説明いただきたいんですね。あと、足りない金額が結構な金額があるので、そのほか、どこをこの基金を充当しているのかの説明をいただきたいと思います。

続きまして、15ページになりますかね、款9教育費、項2小学校費、また項3中学校費もそうなんですが、目2の教育振興費の中の節19扶助費、就学援助費ということで、先ほど準要保護の方のモバイルWi-Fiになるのかな、通信機器の通信料の援助ということなんですかね。この額では、ほぼほぼ厳しいのかなと。機器をそろえて、仮にGIGAスクール構想によってタブレットが手元に届いて、家庭での学習等に使おうとしても、ちょっと課金、データの課金といえますか、通信料的にはもう少し増額できないのかなというところがありますが、これで大体どのぐらい、その児童・生徒における通信料の何%ぐらいを賄える分を見ての計上になっているのかなというところをお伺いしたいところであります。

続いて、同じく款9の教育費、項4社会教育費、目3図書館費であります。節12の委託料、町立図書館・郷土資料館内部改修工事設計業務委託料ということで、111万2,200円の計上であります。こちらが、これも再配置のほうの関係でということだったんですが、図書館のほうに関しましても、文化施設のところの中で、上里町総合文化センター、図書館、郷土資料館は機能集約、民俗収蔵庫、出土文化財管理センター機能維持、これは別ですね。図書館に関しても集約ということを掲げているんですが、そのためのこれに基づく計上ということなんですけれども、先ほどの総合文化会館の設計もそうなんですが、なかなかこの辺が公共施設再配置・維持保全計画に書かれていることとの若干の整合性のずれ、整合性にずれというのは表現おかしいのかな、内容とずれている部分もあるのかなと思うんですが、その件についての御質問をさせていただきますと思います。

また、全体的になんですが、今回の補正予算が4億4,835万4,000円ということで、このうち3億円は基金への積立てなのでこれは省かせていただいても、残りが約1億5,000万円の中で、事業の計画や設計や土地の購入等で5,000万円を超える額、3分の1以上が計上されているわけでありましてけれども、いろんな計画がまた出てきたというのが正直な感想というか気持ちであります。箱物については、計画に基づいて事業の平準化ということで順次やられていくという部分では、納得できないこともないんですが、それ以外の部分、例えば、今回のサービスエリア周辺のいわゆるイベント広場と言われているものに関しては、この時期に計上する必要があるのか、しかも、実施設計という形で計上してくる必要があるのかということを強く感じるわけであります。

正直、いろんな計画を、道路であったり、駅北の問題もそうですし、いろんな計画をこれまで立ててきて、多額のお金をつぎ込んで、担当課は大変な思いをして、それらを進捗させてきているわけですが、どれ一つまだ実になってない状況です。そこでまた新たなものが下りてくるわけですね。

昨年の台風の影響もあったのかもしれませんが、三田の雨水排水の計画も、あれは水道事業

の公営企業のほうかもしれませんが、町がたしか下水道の関係でお金を出しているのは、これも実際6月で繰越ししたわけですね。台風の影響があつて県との協議が滞ったというお話かもしれませんが、それすら成果物も出せない状況だったんですよ、その年度内で。そこでまた新たな事業。申し訳ないですけども、これちょっと、私の一般質問ともつながるんですが、あれもこれも出し過ぎていませんか。一つずつでも片づけていきませんか。

特に、この今回のサービスエリア周辺の関係の実施設計については、そういった部分で強い懸念を抱いています。みんなちょっとずつ突っついて、一つも実になってない状況での新たな計上はいかがなんでしょうか、伺いたいします。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。再開は10時40分からといたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） では、納谷議員のほうから御質問いただきました点について、該当するところをまとめて御説明させていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。今回の財源として繰り入れさせていただく前年度繰越金等々への今後の補正財源としての御懸念に関するお話かと思えますけれども、こちらにつきましては、今回補正財源として今回の9月補正までで約5億2,800万円ほど繰越金を歳入として見込ませていただいております。そうしますと、前年度の繰越金の残額としましては約3,560万円ほどの残額に見込まれております。その3,560万円が残額ということでございますので、今後12月補正以降の当年度の補正財源としては、まずこちらを優先的に活用させていただきたいというふうに考えております。それ以降の3,500万円以上の補正財源が必要となる場合につきましては、財政調整基金にて対応させていただきたいと思っております。

なお、この財政調整基金につきましては9月補正後の残高見込みといたしましては、約9億1,000万円ということで予定をしておるところでございます。

あと、積立金ということで、財政調整基金、減債基金積立金ということで計3億円計上させていただいている部分につきましては、これは、そもそも地方財政法に基づく積立てということで、剰余金の2分の1以上を基金に積み立てることが定められております。ですので、今回は剰余金として5億6,400万円ほど出たわけでございますけれども、2分の1以上ということが

求められておりますので、調整額含めまして、切り上げて3億円で各基金に積み立てるものということをしていただいているものでございます。

2点目の今回の民間活用の調査ということで計上させていただくものの考え方ですね、PPPですとか、PFIの考え方も含むものなのかと、その解釈の御質問かと思えますけれども、こちらは、そもそも根拠といたしましては、公共施設再配置・維持保全計画に基本原則としてそもそも民間活用の導入を見据えた運営管理の見直しということの規定させていただいております。基本原則の中で、具体的に現在の運営形態の見直しを行いまして、民間ノウハウを活用した運営管理の効率化と行政サービスの向上を図っていくと。また、施設更新、建て替えに当たっては、PFIの活用を検討するというふうに明記をさせていただいております。ですので、今回の調査につきましても、この基本原則によりまして、従来の運営方式によらず民間活用の手法の可能性を探っていくということからも、PPP、PFIの観点を取り入れたものになっております。

あとは、もう一点、総合文化センターの改修事業の考え方ということになろうかと思います。こちらにつきましましては、こちらも再配置・維持保全計画に基づいて改修を行わせていただくものでございます。今回の改修の趣旨というのは、指定避難所にもなっている総合文化センターでございますので、まずは今後の安全、衛生の確保という観点からも、早急に行うものが必要というふうな考えでおりまして、今回計上をさせていただくものでございます。ですので、具体的な内容といたしましては、空調設備ですとか、ホール天井、崩落の恐れがあるというふうな指摘を受けておりますホール天井、避難誘導灯などの安全設備の改修、こういったものを想定しておる次第でございます。

もう一点でございます。歳入として繰入金で計上させていただいております公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金、こちら今回は5,700万円ほど計上させていただいている、この内訳についての説明をさせていただきます。よろしければ、お手元に、私、先ほど説明で使わせていただきましたA3横長の資料を併せて御覧いただければと思います。この中で、実際の内訳をお示ししたいと考えております。

早速でございますが、そのA3の資料の、まず1ページ目から充当先をお示しいたします。

まずは、総務課管財契約系の事業の一番上でございます、財産管理事業の土地購入費127万2,000円でございます、こちらが1つ目。一番下でございます、総合文化センター運営事業の委託料1,221万円ですね。ページが飛びまして、4ページ目をお開きいただければと思います。4ページ目の下のほうですね、まち整備課の事業のうち、公園管理事業委託料と公有財産購入費、合わせました合計費ということで3,948万6,000円。こちらが含まれます。

あと、最後5ページ目をお開きください。5ページ目の学校教育課の主な歳出の欄の2つ目

ですね、小学校管理運営事業の工事請負費396万円ということです。あと、下にいきまして、生涯学習系の図書館運営事業の委託料112万2,000円と。ここを全て足し上げていただいて、最後に引く数字がございます。それにつきましては、引いていただきたい数字は、生涯学習系の左側に移っていただいて、雑入の精算金32万3,000円、これを差し引いていただくと、財政系の事業としてお示しさせていただいた基金の合計額、繰入金の合計額5,772万7,000円になろうかと思います。

こちらとしては、説明は以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 納谷議員の御質問に対し説明をさせていただきます。

公園管理事業についてでございます。上里サービスエリア周辺地区の整備につきましては、総合振興計画、また都市計画マスタープラン等で、本町の中心的な観光拠点の形成を目指しているところでございます。上里サービスエリア周辺地区の公園ゾーン、多目的広場を早期に完成させるために、これまで整備予定区域内に土地を所有している民間事業者と必要な協議、調整を行ってまいりました。その民間事業者と土地に関する交渉が調いましたので、整備区域を確保するために民間事業者所有地と町所有地を等積交換するとともに、上里町土地開発公社の所有地を町で購入するための予算を計上させていただいております。

また、併せて、多目的広場を早期に完成させるために、測量設計に必要な予算を計上させていただいております。

また、こちらの多目的広場の完成時期についてでございますが、令和3年度上半期の完成を目指し、鋭意進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 納谷議員の御質問に説明をさせていただきます。

小学校及び中学校の教育振興事業の扶助費に関します御質問でございますけれども、こちらは通信費の支援ということになるわけでございますが、災害時や感染症対策のための臨時休業及び段階的 school 再開において子どもたちの学びを保障できるように、ICTを活用した家庭学習に係る通信費の支援となるわけでございます。

今回、準要保護者に対する通信費の援助費ということで、児童・生徒1人につき1万円計上させていただいております。内訳につきましては、予備を含めまして、小学校196人分、中学校124人分、計上させていただいております。割合ということでございましたが、約13%の

計上ということになっております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 伊藤 覚君発言〕

○生涯学習課長（伊藤 覚君） 納谷議員の御質問に御説明申し上げます。

こちら、図書館運営事業の委託料に関してでございますけれども、こちらは公共施設再配置・維持保全計画に基づいて実施するものでございます。こちらにつきましては、図書館の電灯のＬＥＤ化を主に実施する予定でございます。詳細といたしますと、図書館受付カウンター上部天井にございます水銀灯及びつり下げ式蛍光灯と資料館展示室の蛍光灯をＬＥＤ化する工事等でございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質問ございますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 何点か質問させていただきます。ちょっと質問の内容がダブる部分もあるかもしれないですけれども、よろしくお願いいたします。

まず最初に、この大きなもので聞いていきたいんですけれども、土地購入費、財産管理事業の土地購入費ですけれども、159平米を土地開発公社から購入していくと。このつながりとして、5ページにあります公園管理事業と関わってくるかなというふうに思うんですけれども、この民間事業者との話合いが整った、土地を交換しないと変形していますので、うまい具合にはいかないということであります。そうした場合、民間企業の方と整って、すぐに購入していく必要があるのか。最悪の場合、購入だけは先にしておかなければいけないということであれば、民間の方のやはりその土地の有効活用というのがありましようから、やむを得ないかなというふうに思うわけなんですけれども。

もともとあの地域を公園が欲しい、上里町には広い公園がないので公園が欲しいという要望は、住民から非常に高かったと思うんですね。でも、町はこの間、公共施設等の計画、40年間を見通した計画等を立てる中で、1年間にどれだけの事業ができるんだろうかと、具体的にこのぐらいでやっていこうということで計画をして、去年は当面10か年の計画が整って、それを目指して、今回たくさんの計画がここに計上されているわけなんです。ですけれども、要望は強い公園ではありますけれども、こうしたことをやっていかなければいけない、そういう中で、要望はありますけれども、また新たな事業をやったときに、町の財政的な部分はもうなるんだろうかなと思うところがあります。

ですので、民間事業者との話合いで、土地は、急いで民間事業者が利用するようであれば、購入させていただくということが必要でしょうけれども、この1ページのほうの土地開発公社から購入する場合は、急いで買わなくても、必要なときに買うことが可能かなというふうに思ったりもします。

そうした意味で、もう少し計画的な事業の在り方があってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、お聞きしたいというふうに思います。

それと、1ページの総合政策課のところの行政改革推進事業で、公共施設複合化建替に係る民間活力導入の部分なんですけれども、私もこの公共施設の計画の中の委員として、私はこの問題は、本当は民間活力の部分の書き方なんかも非常に意見を上げたんですけれども、なかなか通らなかった部分です。

こういうことを導入して行って、いい結果が出ているところばかりではないんですね。ですけれども、その事業の総額が2年間で1,263万9,000円業務委託だけでかかってしまう、大変なことなんですよね。もっと内部的な意見収集というんでしょうか、そうしたことが積み重なって行くならいいですけれども、いきなりぼんと1,000万を超えるような業務委託をかけることについても、私はどのような考えを持っているのかなというふうにお聞きします。

10年間の事業のほとんどは、公民館と児童館の複合化とか、保健福祉3施設の複合化だとか、図書館等の複合化とか、あとは学校等の事業ですね、この10年間の事業の中に民間活力を導入する必要のある事業があるのかなって、まずは思うところです。ですので、その辺についてもお聞きしたいなというふうに思います。

先ほど納谷議員のほうが質問しておりました、総合文化センター安全調査改修設計業務委託料は、ワープ上里が避難所となっているので、安全な避難所として活用できるためのものということですので、今後、中央公民館やコミュニティセンターとの複合は、まだその先ということと考えていいのかどうか、お聞きしたいと思います。

あと、2ページの総合政策課のところなんですけれども、情報ネットワーク事業で、ペーパーレス会議システム導入というのはわかりました。それで、ペーパーレス会議システム利用料なんですけれども、議会も含めてリースにしていこうということだったと思うんですけれども、この単価がちょっとどのような計画でなっているのかなということをお聞きしたいと思います。

あと、産業振興課のところなんですけれども、多目的機能支払交付金、前年度の返還と、また新たな面積が増えたことによって増額になったということでもありますけれども、この増額部分の利用というんでしょうか、どのような形で使われていくのかなと思うんですけれども、御説明願いたいと思います。

あと、学校教育の部分でありますけれども、先ほども質疑がありましたが、子どもたちの準

要保護者の御家庭に対して1世帯当たり1万円ですか、1人当たり1万円で通信費の支援をしていくということでありますけれども、これ、全然足りませんよね。ですので、やはりこの辺は、教育に係る準要保護、また生活保護世帯においては全額となると思うんですけれども、やはり教育の関わる部分の保障としては、全額保障されないと厳しいんじゃないかなというふうに思ったりします。その部分とすれば、国庫の対象とか、そういうことではないのか、単独となるのか。その辺で検討する必要があると思いますし、さらに言えば、就学援助を受けていないお子さんでも、かなり困窮している方がいるわけですね。そういう人たちに、そういう制度があるから、お困りの方は就学援助をもっと受けてくださいというふうに呼びかけるのか。そういうお子さんたちにも若干の支援が必要なんじゃないかと、やはりその把握ですね。全ての児童・生徒が等しく学びが保障される体制を、どのように把握して、実施していこうとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、1ページ目にごございます財産管理事業の土地購入費でございます。127万2,000円ということで、こちら今回購入いたしますのは、サービスエリアの南側、下り線側にごございます土地開発公社名義で残っていた道路残地でございます。159平米ということでございますが、この周辺に町の土地がございまして、それを併せて、こちらNEXC O東日本さんのほうに駐車場事務用地という形で貸しているところでございます。公園とはまた別のものでございまして、そちらのSAの広場のほうの購入と併せて、今回整理させていこうということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 沓澤議員の御質問に対し説明させていただきます。

4ページの公園管理事業の公有財産購入費についてでございますが、こちらについては土地開発公社から購入する費用でございます。不整形な土地であったということで、民間事業者と土地の交換について交渉を進めてまいりましたが、その交渉を進める中でもその利用方法について説明をしているわけでございます。その交渉に応じていただいた民間事業者におきましても、多目的広場として早く整備されることを期待しているわけでございます。そういった意味でも、土地開発公社の土地を購入し、まずは形を造って、早く多目的広場を整備していくという考えで、今回の補正予算として計上させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 杳澤議員の御質問について説明させていただきたいと思います。いただいております、主に3点かと思います。

まず、民間活用に関する調査費用、こういった部分の金額と必要性についての御質問かと思えます。こちらにつきましては、先ほどの御説明と重なりますが、御容赦いただければと思います。

まず、その根拠としておる部分につきましては、公共施設再配置・維持保全計画の基本原則に定められている部分といたしまして、民間活力の導入ができるかどうかということで、当然これをありきで進めるというよりかは、一手法として検討できないかというところを調査をさせていただくものでございます。そこには、考え方としてPPP、PFIの考え方も含めた内容となっているというところです。

金額につきましては、私どももあらかじめ、実際の発注想定先としては、こういう業務に精通しているコンサルタント事業者様にお願いすることが一般的になります。そういった部分のヒアリング等もさせていただきながら、想定金額として計上させていただいているものということをお理解いただければと思います。

実際に、ここの年度をまたいでお願いする事業ということでございますが、当然ながら、実際、複合化、集約化をまず想定しますのは保健福祉施設の3館複合化ということをお前提にということにはなりますけれども、民間さんの視点から、それによらず御提案いただくことも想定されます。3館以外にもこれを加えたらいいんじゃないかというようなお声上がる可能性もあるというところはあるので、実際に複合化、集約化が適切であると考えられる施設の抽出整理などを行っていただく。あとは、実際に、じゃどういった土地がいいのか、適地の選定に関する提言もいただく。あとは、当然これだけの金額をかけて可能性調査を行うわけでございますので、実際の財政負担軽減効果というものが示されるかどうかというのが一番重要なポイントになってくるかと思えます。これは、バリュー・フォー・マネーという考え方でございます。実際に官民連携事業を行っていく上で従来方式と比べてどれだけの財政圧縮効果が出るのか、削減効果が出るのかという指標、そういったものも得ながら、実際に民間手法が導入できるのかという観点は、この調査業務の中でこちらとしても把握をしてまいりたいというふうに考えております。

あとは、2点目ですね、総合文化センターの修繕の考え方でございます。中央公民館、コミュニティセンターとの複合化というところの整合性はどうかという御質問かと思えます。

れども、こちらにつきましては、維持保全計画上は複合化ということでうたわせていただいておりますが、それよりも緊急性の高い、先ほど申し上げた避難所にも指定されておる総合文化センターに関する、そういった空調設備ですとか、天井ホールの改修というものが強く求められておるところでございますので、これを緊急的にまず対応させていただくということで御理解いただければと思います。

当然ながら、中央公民館、コミュニティセンターとの複合化というのは、引き続き検討してまいるといところでございます。

あと、最後でございますが、ペーパーレス会議システムのシステム利用料ですね、こちらの考え方というところでございますが、こちら実際端末を導入した上で、いつからシステムが稼働できるかにもよりまして、月額単価で申し上げるとおよそ3万8,000円ほどのシステム利用料が、見積りベースではございますが掛かるということで、それを最大6か月見させていただいております。25万円という計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君） 杓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

多面的機能支払交付金の今後どのような利用があるのかというところでございます。多面的機能の交付金については、面積に応じて田んぼ、畑、それぞれで単価に乗じて交付面積、補助率4分の3で交付されるものでございます。上里の場合、4つの保全会等を実施をお願いしているところでございます。今回、前年度の農地転用等の増減面積、一時転用の戻りとか調整させていただいた中で面積のほうを確定し、金額が決定したわけでございます。

今後なんです、そもそもこの多面的については、排水路等の延長が長かったり、泥が固かったり、堀が深い、のり面の傾斜が急であるとか、危険な箇所についてやらせていただいているところでございます。既に五明地区や三町のほうを現在やっておりますが、今後もこういった部分について実施をしていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 杓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

オンライン学習のための通信費の援助費、1万円では足りないのではないかという御質問でございますけれども、こちらの金額につきましては、文部科学省のほうで要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の改正を6月に行いまして、その中で

生活保護世帯につきましては、上限1万円ということで生活保護費により措置ということが決まりました。準要保護者に対する支援の金額につきましては、その1万円ということで合わせて計上させていただいております。

また、就学援助制度をもっと受けてくださいということと呼びかけるのかということですが、町のホームページや広報、学校だより等を活用しながら周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 杓澤議員からお話がありました、上里周辺地区多目的広場実施設計の関係ですけれども、この多目的広場につきましては、もともと第5次の上里町総合振興計画の中でも、このSA周辺地区は本町の中心的な観光拠点と位置づけられておりますし、そしてまた、まち・ひと・しごと創成総合戦略でも、上里サービスエリア周辺地区をはじめとする観光事業を推進するというふうに計画し、そしてまた、都市計画マスタープランでも、ここではインターチェンジ周辺への観光、産業機能の集積を図るとし、また、上里町農業振興プロジェクトにおいても、農村公園で周辺地区民間企業と連携して多面的多彩なイベント等を開催する、観光農業や体験農園など、新たな動きを推進していくというふうに、この4つの計画で位置づけられて、そういう多くの計画の重なり合いの上で事業を推進しているわけでございます。

そして、総合政策課、そして、まち整備課ですね、そしてまた産業振興課、そういうところの職員が力を合わせて工夫を重ねて、民間企業とも協議を重ねて、ここまでこぎつけてきたところでございます。ですから、私とすれば、お叱りを頂戴するよりは、こういった職員が力を合わせて工夫して、4つの計画に位置づけられている事業が、さっきの説明ですと来年度には完成するということですから、頑張れ、頑張っしてほしいというふうに御支援こそいただきたいなと、そういうふうに思うところでございます。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 福島 実君発言〕

○学校教育指導室長（福島 実君） 杓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

全ての児童・生徒が等しく教育を受ける権利を保障する必要があるのではないかと思います。学校のほうでは、今年度内に1人1台のタブレットは全児童・生徒に行き渡るように計画をしているところではございますが、家庭でのタブレットの持ち帰り等については、今後そのような体制が整い次第、進めてまいるつもりです。まだまだ課題がありまして、セキュリティポリシーをはじめ使い方等、あるいは貸し出した場合の責

任等、壊してしまった場合とか、いろんなことを想定しながら、子どもたちが安全に持ち帰って学習がしっかりできるという、そういうことができた状況の中で、子どもが悲しむことがないように勉強できる体制をつくって、そして、全ての子どもたちが笑顔で学習できる、そんな環境を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、1 ページの総務課の出のほうですね、要するに一般管理事業で会計年度任用職員のところの報酬なんですけれども、これ9月補正ということは、年度内ということは、来年の3月までということの契約になろうかと思うんですけれども、ここで287万7,000円というふうに計上されていますけれども、とりあえず、これ何月から来年の3月までなのか。あとは、何名が必要になってくるのか、その辺をちょっと質問したいと思います。

これ、例えばこういうふうに補正組んで、例えば10月からとかというふうになった場合に、何名必要性が出てくるのかとあって、任用職員を募集して、希望どおりになるのかどうかちょっと疑問なんですよね。そこのところを、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、2 ページのこれは子育て共生課のところの放課後児童対策事業167万9,000円、放課後児童健全育成事業委託料、ここのところをもう少し、これ民間の要するに委託料というふうに聞いたと思うんですけれども、その辺もう少し詳しく教えていただけますか。

それと、4 ページの子育て共生課ですね。空の社保育園運営事業のところの使用料及び賃借料、機械等賃借料ということで、複合機というふうな説明があったと思うんですけれども、これ恐らく空の社保育園が開園した当時、複合機ですから、恐らくリース契約しているんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のこの3万7,000円、これがどういうふうな形の金額なのか、ちょっとよく分かりません。これも説明、お願いしたいと思います。

それから、5 ページの大きい丸の2 番目、小学校管理運営事業、これ、神小と東小の避難器具ということで396万、避難器具ということは、災害用の避難器具というふうに理解しているのか。となると、昨日の私の一般質問で、要するにもう台風シーズン真ただ中と、昨年の轍を踏まないためにも、準備はどうなんですかというふうな質問したと思うんですけれども、テントが何張か残っているだけで、ほかは全部完了しているというふうな答弁をいただいたような気がするんですけれども、もしこれが要するに災害用の避難器具ということであれば、どうということなんですかというクエスチョンマークがついちゃうんですね。ただ、神小、東小の避

難器具という説明だけだったんですけれども、具体的にその避難器具というのは何を指しているのか。要するに、その辺を具体的に説明をお願いします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に、総務課の件に関しまして説明させていただきます。

まず、一般管理事業ということで、会計年度任用職員の御質問でございました。

今回補正で上げさせていただきましたのは、議員おっしゃるとおり、来年の3月まで3名の方が今予定されております。当然、産休に入るタイミングというのはそれぞれでございますので、担当課とよく打ち合わせて、開始する月、それとか、あとどういった条件の方、そういったことを調整いたしまして、募集をかけているところでございます。希望どおりになるかどうかということでございましたけれども、募集の要綱で部署において必要な人間を獲得できるように、その辺も調整をしながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、歳出、放課後児童対策事業の放課後児童健全育成事業の委託料の詳細をもう少しということだったかと思います。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染防止拡大を図る事業として、国の2次補正ですね、特別措置分ということで、開庁延長や人件費分の助成を委託料に上乗せして交付するものとなってございます。こちらに関しましては、民間、公立両方あるわけですが、民間の事業所分のみ計上して、公立分は各事業所に充当するような形となっております。一応、負担区分につきましては、国・県・町、各3分の1ずつということで、臨時開所時のまず人件費の部分、それから保育料の減免または免除した額を積み上げて、こちらの金額を算出しております。

それから、もう一つ、空の社保育園の複合機使用料についてでございます。当初予算のときには、複写機機能のみの使用の計上でございましたが、複合機としてプリンター機能とファクス機能を使用することになり、使用枚数が増加したということで使用料の増加が見込まれるために補正となりました。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

小学校管理運営事業の工事請負費、修繕工事費の具体的な内容でございますけれども、こちらは、神保原小学校、上里東小学校の斜降式救助袋になります。消防設備点検で、アンカーボルトの腐食や袋の劣化の指摘を受けましたので、今回、更新工事ということで予算計上させていただくものです。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 3 点だけちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、避難所に文化センターがなっているという話を先ほども説明されたと思うんですけれども、これ、避難所になっているところが先送りにされるということは、私は非常に心配なんです。皆さんも知っているとおりの、今はもう台風のシーズンに入っちゃっていると。そういう中で、昨年、昨年並みのような事態が出たときに、もっと避難する人が出て、そうしたら今言ったように、ここが悪い、ここが駄目だということについては、我々が住民の要求に応えられない。そういう意味では、皆さんが安心して安全にそこに避難ができて、ああ、よかったと言われるような整備をしていただきたいことが1つです。そういった意味では、是非これは早急にやってもらわなければ駄目だというふうに思います。

それから、学校教育課、今、指導室長も説明しましたけれども、通信費とか言われていますよね。これ、通信費って、全然前のあれのときに入っていなかったのを入れてもらったということは、非常にそこまで気を配ったかなと。実際に誰一人残さないことをやっていきますよということを言っているんで、この1人1万円をそういうところにも充てていきますよということについては、私は評価をしているんですけれども、その辺ももっと指導室のほうで、その辺の公平さというんですか、私も一般質問で質問しましたけれども、公平に子どもたちが授業、学びができる、そういう体制というのが必要なんで、先ほど言ったように、1万円じゃ少ないって同僚議員が言いましたけれども、できれば、じゃ1万円の根拠というのは何なのかというようなところも、ちょっともう一回聞きたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 高橋勝利議員の1点目の文化センター含む避難所に指定され

ている施設の更新、これを早めにとということのお話だったかと思います。

これも、当然避難所というところにおいて申し上げますと、公共施設が中心になっておるわけでございますけれども、公共施設再配置・維持保全計画においても、当然ながらそういった観点、耐震に問題がある施設等々もある中で整理をさせていただいたものでございます。ですので、そのための計画でもあるということを御理解いただきまして、こちらといたしましては、当然財政面の平準化も図りながら、この計画に基づきまして施設改修等々を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 高橋勝利議員の御質問に説明をさせていただきます。

小学校、中学校教育振興事業の扶助費の通信費の支援の1人1万円の金額の根拠という御質問かと思えます。

先ほど杳澤議員の御質問でも説明をさせていただいたんですけれども、生活保護世帯の児童・生徒に関するオンライン学習での通信費、これ国のほうで上限1万円という措置をしましたので、それと合わせた形ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 福島 実君発言〕

○学校教育指導室長（福島 実君） 高橋勝利議員の御質問に御説明させていただきます。

全ての児童・生徒に公平にということでございました。学校教育は、先ほど申し上げましたように、誰一人残すことなく、公平に教育を受けられる権利を保障していかなければなりません。今の端末、タブレットの家庭での学習ということに関しましては、学校教育課長のほうからもありましたように、国で措置をされ、そして避難時における、今はまだ第2波、第3波ということで用意はしているところですが、学校現場といたしましては、その端末の使い方とか、いろんな課題を解決した上で家庭のほうにというふうには考えておりますので、まだ検討している段階でございます。

いずれにしても、子どもたちが不公平のないように、公平に教育が進められるようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 今の指導室長の答弁でよろしいんですけれども、要するに不公平というのは、家へ持っていかないといけない、だけど、家にある人は持っていかなくてもいいと。だから、これからは持ち帰り、セキュリティの問題があると思うんですけれども、そういうことについてもっと突っ込んだ、なるべく早くにそういうことを解決するような施策を入れてもらいたいと思うんですよ。どうですか。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 福島 実君発言〕

○学校教育指導室長（福島 実君） 高橋勝利議員の御質問に説明させていただきます。

先ほど申しましたように、学校教育の中では公平にというふうに考えております。しかも、迅速に対応していかなければならないものであります。課題がまだ幾つかありますので、その課題を克服をして、検討して、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質問ございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） 先ほどの続きで再質問させていただくわけなんですけれども、公園管理事業のところ、副町長からもほめていただきたいと。確かにそうなんですよね。あそこは私も一般質問で、やはり公園が欲しいと、それは住民の願いでもあるんですよね。そのことは分かっているんですけれども、とにかく町の今掲げている事業の全体を見渡したときに、本当に大丈夫なのかなというのがあります。何が原因なのかなというふうに思いますと、この公園は住民の大きな願いでもあったし、様々な計画の中にもあるけれども、いろんなことをやっている中でぽこっと出てきて、早く公園ができることはうれしいんですけれども、財政的な裏づけとか、そういうことが心配なわけです。

なぜかという、やはり公共施設等はきちんと計画に基づいて事業をやっているとしていいます。今、水道のほうもビジョンに基づいて更新計画を立てようとして、やはり長期を見通して、大事なことを少しずつやっているとこのいうふうになると思うんですけれども、道路に関しては、一気に手をかけようとして、やはり長い年月の中で優先すべきものを順番に決めて、年間にどのぐらいの事業をこなしていけば、これがうまくいくかなというふうに計画されるべきだと思うんですけれども、そういう意味で非常に何と言うんでしょうか、この事業が悪いと私は思わないですよ、子どもたちが遊べるいい公園が欲しいという要望は、第1回目から言っているようにあるんですよね。ですけれども、町の全体から見たときに、それが非常に懸念さ

れるなというふうに思っています。どのように考えているのか、そこをお聞きしたいと思います。

それと、総合政策課のところの公共施設複合化建替に係る民間活力導入のところでありますけれども、1つの手法として活用できるかどうか。活用できるか、できないかもしれない。その業務委託に2年かけて1,263万9,000円。ちょっと賭けですね。主に掲げているのが、保健福祉3施設の民間活力、ちょっとどうなのかなというふうに思うんですね。そういう福祉関係、保健センター、老人センター、かみさと荘はもう長年で老朽化していて、建て替えが求められていた事業ですね。住民の中に、いろんな願いだとか、そういうものがあると思うんですね。まず、そうしたところに耳を傾けて、その上で民間活力が必要なかどうか。ちょっといきなりぼんと、ただ活用できるかどうか試しにやってみましょうというには、余りにも大きな金額じゃないかなというふうに思うんですねけれども、お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 上里サービスエリア周辺地区の整備方針ということで、上里町の中心的な観光拠点、ひと・もの・しごとが充実した広域交流拠点だということで、総合振興計画をはじめ4つの計画に重要施策として位置づけられているわけですね。それが、対外的にもそうした観光拠点、広域交流拠点を上里町はつくっていくことを4つの計画で表明しているわけですね。それも、昨日表明したということではなくて、相当前から表明しているわけでございまして、やはりそうした重要性のある計画について、着実に職員が努力して実を結ばせようとしていることで、これはやはりそういったことで評価すべきだなというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 沓澤議員の2点目の御質問の民間活用の調査に関する妥当性というところの御質問についてかと思いますが、これについては、繰り返しになりますけれども、まず、そもそも導入できるかどうかということを調査させていただくのは、改めて事実として申し上げておく次第でございます。ただ、それが必要なかどうかというところにつきましては、やはり計画に基本原則として盛り込ませていただいた部分を含めて、まず、3館複合化の建て替えが民間活用として、まず方策としてあり得るのかどうかということを見極めたいというところでございます。

実際に、民間事業者さん、コンサル事業者さんにこれを御支援いただく、提案をいただくわけでございますが、それは単純に3館複合化だけではなく、先ほども申し上げましたように、可能性として民間事業者さんの目線から見たときに、より効果の高い公共施設の再配置という

ことも御提案いただけないかということも含めて想定をしておるところでございます。ですので、実際は再配置計画、町として立てさせていただいたものではございますが、それ以上に民間事業者様のほうからより良い提案が受けられる可能性もございます。

そういった部分と併せまして、実際にこれから少子高齢社会において、実際に効率的、効果的にどのように社会資本を整備していくのか、質の高い公共サービスをどう維持していくのかという観点は、これはどの全国各自治体が抱えている課題かと思います。ですので、上里町においても、その一つの取り組むべき課題について、民間の資金、こちらが活用できないのかということは、当然ながらこの議論を経ていく必要はあろうかと思います。ですので、実際その結果も踏まえまして、再配置計画の実行を遂行してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の公共施設再配置について、ちょっと私のほうから。

昨日もちょっとお話しさせていただきました。町づくりの基本的な考え方、ある議員も最近ちょっと、20年、30年を見据えた町づくりを町長考えてほしいという意見を言ってこられました。まさにそのとおりだと思うんですね。各自治体も人口減少を抱えている、どのまちにとっても、そういった大きな課題を抱えております。

先ほど総合政策課長が述べましたように、民間活力、PPP、PFI、そういった民間手法を研究していこうと、もう前向きに、これから20年、30年を我々が見据えた町づくりにとっては、そういった民間の考え方、手法、そういったものを研究していこうということが、非常に町にとっては前向きだということで私は受け止めております。

どの市町もいろんな課題があります。空き家の問題、いろんな問題もありますが、そういった中で、これからの公共施設の在り方、基本的な大きな転換点であるかと思っております。

そういったところで、研究調査、これは大変大事でありますし、私も民間のコンサルタントの、これはITのコンサルタントですが、そういった流れの中でいろんな調査研究をした経験もありますので、是非これは必要なことだと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 民間活力のところでは、ちょっと考え方が違いますけれども、私がお尋ねしたことはちょっと違うんですけれども。公園管理事業のところは、公園を造ることに

反対しているわけではないんです。私も以前一般質問で、あの地域に広い公園を造ってほしいと、水辺公園とかも造ってほしいとか、そういう関係で言ったこともありますし、住民の願いでもある。だから、それを否定しているわけではないんですけれども、町の全体的な財源の使い方として、やはり目に見えない、やっぱり教育のことだとか福祉の予算とか、子育て日本一と掲げた部分、そういう予算も生み出していくためには、やはり今町が抱えている大型な、これから設計委託、業務委託をいっぱいかけていて、それが同時に動き出したときのことを考えると、そうした子育て日本一、譲れない部分、教育の問題、そうした部分の財政が確保できるのかなという、そういうところについてお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員から財政についての御質問であります。

まずは、あそこの公園について私の考え方であります。あそこの上り線の産業団地Aから4ブロックあります。最近では、近頃、あそこのAブロックの所有者から新しい事業計画を受けています。その土地を交換した相手方のほうから新しい事業計画を出して、農産物とか、そういった新しい食品系の施設を造るということを計画されて、私の認識では、あそこの公園に人が集まることによって、そういった事業の相乗効果が見込まれるということで、先ほどまち整備課長が言いましたように、来年度、完成の予定だと。ということからすれば、やはりあそこへ進出した事業者とのいろいろ、先ほど副町長からも話がありましたように、積み上げてきた事業でございますので、その完成が間近でありますので、そういった観点からのところについては、御理解いただきたいと思います。

また、財政面については、そういった事業計画なり、先ほど言いましたそのAブロックの事業計画なり、今後そういった税収面も含めて先を見ていただければ、財政面に大きな影響が出るとは私としては認識しておりません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。再質疑をさせていただきます。

今ほどの同僚議員と、沓澤議員の質問とも同じところになりますが、公園管理事業の委託料、それから公有財産購入費、それから、こちらの説明資料の1ページ目の公有財産の購入費もそうなんですけれども、まず、土地の購入からいきますと、購入する土地は、今現在、全て民間企業にNEXCO含め貸している土地かなと思うんですね。まず、高速道路の南側はNEXC

○の橋梁の点検の実習といいますか、そういった施設の一部敷地になっているのかなと思います。それから、いわゆるB区画の残地については、JAさんがアグリパークの展開をしております、その駐車場として使っていると。

これ、若干違う話になってしまいますけれども、先ほど町長が杳澤議員に対してお答えをされていた、土地を交換したとおっしゃっていましたが、交換されたという認識で以後お話ししますが、その該当する土地が通路として使われていますよね、町、土地開発公社の土地かな。公社の土地じゃないな、町の土地だ、町の土地が通路として使われている。なので、全てこの公園になるところ、プラス高速道路の南側の土地は、何かしらの形で使われている土地になってきますが、その部分がちゃんと整理ができていますのかなというのが心配です。

今回、この公園事業を進めていきますと、そもそも産業団地として町が計画をして、開発行為の当時の許可要件と異なる使い方になると思うんですね、面積とかの話がなってくると思います。

また、さらに購入する土地においては、恐らく進出をされている民間企業の排水管になるんですかね、上水管になるのかな、埋設物があることも想定をされているわけであります。それから、そもそも開発行為に当たって造った工作物はどういう扱いになるのか。地区境界のところに排水路が入っていますよね、大きいU字溝が。ここの部分はどうするのか。土地交換する部分と公園になる部分と新たに土地の形、形状変わりますから、その造成がかかってくると思うんですね。敷地内、計画区域内の雨水の処理。そういったことはクリアされて、これで土地の購入、また設計業務委託を出している、予算を計上してきているのか。

それから、町長及び副町長が、この件に関して総振であったり、都市マスであったり、総合戦略であったり、地区協議会等々に位置づけられたり、協議を重ねてきて、総合政策課、まち整備課、それから産業振興課が中心となって職員が汗をかいてここまでやってきたんですよ。それ、よく分かります。職員さんのことは応援したい。職員さんのことは応援したいです。

ところが、先ほどA区画の購入されている企業から新たな事業計画が出されてきて、事業者と積み上げてきた結果の事業だからということなんですが、これ、その業者も含めてなんですが、三者ですよね、JAさんも含めて、A、C、D区画の進出企業、それからB区画の進出企業含めて、信頼関係を持って積み上げてきたというのであれば、まず1つずつ、ちょっとここで疑問点を挙げさせていただきます。

そもそもB区画全部買ってもらうという前提で売却しました。でも、残地が出て、買えない。これ、しょうがないですよね。経営状況だとか社会情勢とか。でも、普通に考えたら、道路づけ、道路があるところの土地を買って、道路づけがない土地を残して、それを売却、普通だったら、そういった奥の土地、その残っちゃう土地、価値的にないわけですよね。だったら、手

前のほうが価値が高いんだから、同じ単価でその平米幾らで売っちゃって、残ったのは、あとは買いませんよという話になってくると、それもやっぱりどうかなと、不動産の取引上、思いますよね、1つね。

それから、アグリパークさんね、J Aさんとの信頼関係についても、先ほどB区画の残地、駐車場で貸していると言いましたけれども、これどういう経緯で貸しましたか。グーグルアース見たら、しっかりと何もないときから公社の土地に車が置いてあるんですよね。私、これ何で置いてあるのと、当時、担当課にお話しした経緯があるんですけども、ちゃんと公社との契約はされたんですかね、貸す、貸さないと。

さらに言っちゃえば、このA区画の事業者、それは新たな事業計画、食に関する事業展開して、イベント広場ができて、一緒にやって、相乗効果が出て、売上げできればいいですよ。だけど、積み上げてきた中に疑義はありませんか。先ほど、通路になっていると言いますが、通路にしちゃっていいんですか。地区界に側溝が入っていますよね。そこを上、水路はちゃんとできているけれども、上、土盛っちゃっていいんですか、黙って。

もっと言っちゃえば、その水路って、その敷地内の雨水、流したものが直接池に入るための水路ですよ。なんで、その事業者の違った土地の雨水が流れるような工事しちゃうんですか、勝手に。それで信頼、積み上げられますか。さらに言えば、町の土地に勝手に植樹しちゃっていたんですよ。

職員さんは一生懸命やっていますよ。でも、何でその経営者だとかと、代表者であったりする方といろんなところで一緒になる執行者である町長が、いろんなところで個人的も含めて、公も含めて、信頼関係をつくってきたとしたら、今少しだけ挙げさせていただきましたけれども、そういうことが起きますか。そういうことを見過ごしてといいますか、数々のコンプライアンスに反することが積み重なってきて、これで職員さん頑張ってきたんだから応援してくれと言われても、なかなか今までの信頼関係というのが、何をもって町とこの関係事業者の信頼関係なんだというのが大きな疑問なんです。だから、もろ手を挙げて賛成はできないから、質問させていただいているわけです。

しかも、これは都市マスにも位置づけられて、総振にもあって、できればいいですよ。だけど、そこをじゃ完成したときに、その高速道路以外から車が来たときに、どこの道を通ってくるんですか。藤木戸勝場線が一番多いですよ。だけど、その道路は今、本格的な整備は後回しと言われていています。リバーサイドロードを先やるという話です。8年かかると言います。来年造っちゃって、どうするんですか。来る車だけじゃないですよ、工事車両もそうですよね。

そういうことを考えると、もう一度これはそんなに急がず、過去の町、それから土地開発公社、それから関係事業者の信頼関係から根底を見直して、ちゃんと誰にも自信を持って言える

事業にしないと、私は賛成できません。これまでの問題、今まで、ここで問題にしちゃうと大変な問題になるから言わなかったんですけども、こういう強引な進め方だと、あえて議事録に残る形で言わざるを得ないので、今発言をさせていただきましたが、この件についてどう思いますか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員、A区画、C、Dの所有の関係の御質問かと思っております。

あそこの土地につきましては、確かに、議員御指摘のとおり幾つかの課題があります。この辺も、今回この機を機会に、令和3年度中の事業化ということで今準備していますので、山積した課題については、お互いに真摯な話合いで改善していくということが大事かと思っております。積年の課題である事業でありますので、しっかり当事者間での、場合によってはトップ同士の話合いを持って、しっかり方向づけをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 納谷議員の御質問に対して説明をさせていただきます。

今回、多目的広場予定地の南側ですかね、今現在、民間事業者さんのほうで使われている通り道というか、そちらがございます。そちらについては、今回の土地の交換で、町所有地から民間事業者の所有地になりますので、そちらの課題については解消できるものと考えております。

それと、雨水排水等につきましては、今回、雨水側溝につきましては、今回新たにきれいな形で整形されるところにつけ替えをします。また、排水管につきましては、既存を使用するというようなことで進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。質疑はないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

補正予算につきまして、一部どうしても納得できない部分がありますので、反対の立場で討

論させていただきたいと思います。

御提案いただきました令和２年度上里町一般会計補正予算（第５号）については、大方賛成できる部分ではありますが、どうしても、まち整備課に関わる公園管理事業については、もう少し熟慮が必要であると思っているところでもあります。

先ほど来申し上げていましたとおり、同僚議員も質疑をされておりましたが、町全体の都市計画事業、建設事業に関わる財政上の問題、また、周辺事業者とのこれまでの経緯、並びにその開発を進めることによって、今でも多くの議員から質問が出ている藤木戸勝場線の整備等の兼ね合いを見ましても、今この時点で予算計上する必要はない、そう思われます。そのお金は、今、減額するなり、ほかの教育であったり民生費に使用するべきであって、もしどうしてもこのままという形でいきたいということであれば、それはもちろん予算提案権は町長でございますのでいたし方ないかなと思いますけれども、私は議員各位にはしっかりと考えていただいて、まだ幸いも９月議会、１０月６日までですかね、会期は長いんです。一度、私は、これ否決をした上で、また再度考え直してもらうにも十分時間はあると思います。

そのような立場から、令和２年度上里町一般会計補正予算（第５号）については反対をいたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

３番高橋勝利議員。

〔３番 高橋勝利君発言〕

○３番（高橋勝利君） 賛成の立場で討論に参加したいと思います。

今回町がいろんなあらゆるところに気を使って整備事業、そういうところに今行き着いているというところについては、評価をしたいと思います。今まで私たちは、このサービスエリア付近、または多目的広場と言っていますね、あとは、このはなパークとかいろいろ言っていますけれども、そういうところの整備というのを早急にすべきだというようなことも言ってきたんではないかなと思います。その中にリバーサイドロードなんかもくっついているわけですが、そういうところを整備していかないと、観光事業もなかなか進まない。

だけど、今あそこのところが以前とはかなり比べ物にならないぐらい人の交流も増えてきているということを考えれば、あらゆる角度から整備をしてもらって、なるべくそういう人たちが集まってくる、そういうようなところにあそこを位置づけをしていくべきだと思います。

皆さんも知っていると思いますけれども、本庄早稲田駅の周辺を見てくださいよ。最初にあそこに新幹線を持ってきたときに、あそこで新幹線乗っていく子、人たちが何人いるんだという心配をみんな持っていたんですよ。今見てくださいよ。早稲田大学が来れば、子どもたちは新幹線に乗ってくる。だけど、一般の人も、休日とかそういうものについてはあそこの、私は

シティというふうに言っているんですけども、それに本庄市はもう近づけたようなことをやってきました。

我が町も、金は本庄市のようにないけれども、やはり最大限努力をしてもらって、一步でもそういうふうな事業が進められていくようにしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、私、議会入ってから文教のほうにずっといるわけですけども、子どもたちに支援をしていなくて、何で将来の上里町が発展していくのかと、そういう思いがあります。ですから、お金は確かにあればあったほうがいいと、それは誰でもそうだと思うんですよ。だけど、必要な予算の中でやっていくには、それに応じた予算を組んでもらって、取り組んでいくというようなことを言っていますので、それはこれから上里を背負ってもらう子どもたちは、子育て共生課中心、また学校教育課が大きく関わってくると思うんですよ。そうでないと、その姿勢というのが、この上里以外、町内ももちろんですけども、見て、やはり上里がいい施策をしているなど、いい取組をしているなど、こういうことになると思いますので、そういう面からすれば、この予算を通してもらって、それでなお一層に次の議会の中では、本日のこの質疑を参考にしてもらって取り組んでもらうと。

それから、職員が大変だというようなこと言っていますけれども、職員は仕事なんですよ。与えられた仕事をやっていくというのが、職員の責務なんですよ。これは、私も公務員でやってきましたけれども、職員は上司の命令に忠実に従わなければならない。そういう意味では、いろいろ大変だろうと思います。大変だろうが、議会も職員も同じように給料もらってやっている以上は、最大限の努力をしていく。確かにきついかもしれない。だけど、それを頑張ってもらおうということで、今回の予算は通してもらって、それで次につなげていくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ただいま、反対討論、賛成討論出ました。

ほかになければ、討論を終了いたしますが、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） これより議案第66号 令和2年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午後 0 時 0 5 分休憩

午後 1 時 3 0 分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
会議を続行します。

◎日程第 1 3 町長提出議案第 6 7 号 令和 2 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
について

○議長（猪岡 壽君） 日程第13、町長提出議案第67号 令和 2 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第67号 令和 2 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明を申し上げます。

令和 2 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによります。

まず第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,520万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億277万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります。2 ページを御覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款 2 国庫支出金は204万8,000円の増額補正となり、地域支援事業交付金の増額となっております。

款 3 支払基金交付金は453万6,000円の増額補正となり、前年度実績の確定に基づく追加交付に伴うものでございます。

款 4 県支出金は102万4,000円の増額補正となり、地域支援事業交付金の増額となっております。

款 5 繰入金は500万6,000円の増額補正となり、総務費及び地域支援事業費における職員給与等の増額に伴うものでございます。

款 6 繰越金は5,259万2,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして6,520万6,000円を追加し19億277万8,000円とするもので

ございます。

次に、歳出でございます。

款 1 総務費は51万8,000円の増額補正となり、介護保険業務に係る職員給与費の増額となっております。

款 4 地域支援事業費は980万5,000円の増額補正となり、地域包括支援センター及び介護予防業務に係る職員給与費、ケアマネ連絡会研修講師謝礼の増額となっております。

款 5 諸支出金は5,488万3,000円の増額補正となり、前年度の介護給付費等の実績報告に伴う国・県等への返還金と、前年度の介護保険事業費確定に伴う精算分として一般会計繰出金の増額となっております。

歳出合計につきましても歳入同様、現計予算に対しまして6,520万6,000円を追加し、19億277万8,000円とするものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

ないですか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 令和2年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件
を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出認定第1号 令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 町長提出認定第2号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 16 町長提出認定第 3 号 令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 17 町長提出認定第 4 号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 18 町長提出認定第 5 号 令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 19 町長提出認定第 6 号 令和元年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

◎日程第 20 町長提出認定第 7 号 令和元年度上里町下水道事業決算認定について

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

この際、日程第14、町長提出認定第1号 令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第15、町長提出認定第2号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第16、町長提出認定第3号 令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第17、町長提出認定第4号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第18、町長提出認定第5号 令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第19、町長提出認定第6号 令和元年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての件、日程第20、町長提出認定第7号 令和元年度上里町下水道事業決算認定についての件、以上の7件を会議規則第37条の規定により、一括議題とし、審議、採決については会計ごとに採決したいと思います。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第14、町長提出認定第1号から日程第20、町長提出認定第7号まで、以上の7件を一括議題とすることに決定いたしました。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

最初に、日程第14、町長提出認定第1号 令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第20、町長提出認定第7号 令和元年度上里町下水道事業決算認定までの総括説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） それでは、認定第1号 令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、令和元年度決算概要を申し上げます。

歳入の根幹となる町税でございますが、町たばこ税などに減少が見られましたが、個人住民税や家屋にかかる固定資産税の増加などによりまして、町税全体といたしましては、前年度に対しまして約1.6%、おおむね6,100万円程度の増額となりました。

その他歳入で増額となった主なものといたしましては、県支出金が前年度に対し約55.2%の増額、空の杜保育園建設に伴う起債などによりまして、町債が前年度に対し約98.9%の増額となりました。

一方で減額となった主なものといたしましては、自動車取得税交付金が前年度に対し約47.0%の減額、幼児教育・保育の無償化などによりまして、分担金及び負担金が前年度に対し約34.3%の減額となりました。

歳入全体の収入済額といたしましては、前年度に対し約8.2%増額の110億3,592万8,205円となっております。

次に、歳出面での特徴といたしましては、強い農業づくり交付金の皆増などによりまして、農林水産事業費が前年度に対し約164.3%の増額。道路新設改良舗装等工事費の増などによりまして、土木費が前年度に対し約40.8%の増額。

減額となった主なものといたしましては、指定企業施設奨励金の減などによりまして、商工費が前年度に対し約37.9%の減額、教育施設整備基金積立金の減などによりまして教育費が前年度に対し約4.6%の減額となりました。

こうしたことから、歳出全体の支出済額といたしましては、前年度に対しまして約11.2%増額の104億3,375万156円となっております。

令和元年度の決算概要については以上となります。

それでは、恐れ入ります、歳入歳出決算書の1ページをお開きください。

歳入でございますが、款項の内容と款項それぞれの予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び予算現額と収入済額との比較が記載されております。

初めに、款1の町税でございますが、収入済額が40億1,583万3,534円となっております。不納欠損額は2,187万3,872円で、収入未済額は9,148万6,788円となっております。予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を1億7,601万534円上回っております。町税の収入済額を前年度と比較いたしますと、6,147万168円の増額となっております。

なお、町民税や固定資産税等の内訳は記載のとおりでございます。

款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税や自動車重量譲与税を合わせて、収入済

額は1億2,301万5,012円となっております。前年度と比較いたしますと24万7,012円の増額となっております。

款3利子割交付金につきましては、収入済額256万3,000円、前年度と比較いたしますと236万3,000円の減額となっております。

款4配当割交付金につきましては、収入済額1,674万3,000円、前年度と比較いたしますと303万円の増額となっております。

款5株式等譲渡所得割交付金につきましては、収入済額1,011万7,000円、前年度と比較いたしますと252万2,000円の減額となっております。

款6地方消費税交付金につきましては、収入済額5億1,247万9,000円、前年度と比較いたしますと1,989万4,000円の減額となっております。

款7ゴルフ場利用税交付金につきましては、収入済額1,073万7,090円、前年度と比較いたしますと9万3,870円の増額となっております。

款8自動車取得税交付金につきましては、収入済額2,772万9,039円、前年度と比較いたしますと2,455万961円の減額となっております。

款9地方特例交付金につきましては、収入済額6,985万3,000円、前年度と比較いたしますと4,465万8,000円の増額となっております。

款10地方交付税につきましては、収入済額11億231万円、前年度と比較いたしますと1,151万8,000円の増額となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、収入済額593万5,000円、前年度と比較いたしますと30万5,000円の減額となっております。

款12分担金負担金につきましては、保育所運営費保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金が主なもので、収入済額は9,689万6,134円、収入未済額は383万4,444円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと4,927万7,899円の減額となっております。

2ページを御覧ください。

款13使用料及び手数料につきましては、上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料や戸籍住民基本台帳手数料などが主なものとなっております。収入済額は合計で1億557万7,622円、前年度と比較いたしますと2,747万3,415円の減額となっております。

なお、収入未済額が860万8,750円となっておりますが、これは町営住宅及び町営住宅駐車場使用料の収入未済額でございます。

款14国庫支出金ですが、項1国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当交付金が主なものとなっております。

項2国庫補助金は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金などの総務費国庫補助金、子ど

も・子育て支援交付金などの民生費国庫補助金、疾病予防対策事業等補助金などの衛生費国庫補助金、社会資本整備総合交付金などの土木費国庫補助金、学校施設環境整備交付金などの教育費国庫補助金などがございます。

また、項3委託金といたしましては、基礎年金事務費委託金が主なものとなっております。

これら国庫支出金の収入済額は合計で11億5,190万3,791円となりまして、前年度と比較いたしますと1億1,698万5,111円の減額となっております。

続いて、款15県支出金ですが、項1県負担金の主なものは、国庫負担金と同様に障害者自立支援給付費負担金などに加え、国民健康保険や後期高齢者医療の保険基盤安定負担金などがございます。

項2県補助金につきましては、重度心身障害者医療費支給事業補助金などの民生費県補助金、合併処理浄化槽設置整備事業奨励交付金などの衛生費県補助金、強い農業づくり交付金などの農林水産業費補助金、教育支援体制整備事業費補助金などの教育費県補助金が主なものとなっております。

項3委託金につきましては、個人県民税徴収事務委託金や農林業センサス事務交付金などでございます。

これら県支出金の収入済額は合計で10億6,251万4,307円となりまして、前年度と比較いたしますと3億7,783万7,203円の増額となっております。

なお、収入未済額が1,142万9,651円となっておりますが、これは、プレミアム付商品券事務費補助金及び事務費補助金の収入未済額でございます。

款16財産収入につきましては、財産運用収入と財産の売却収入の合計で、収入済額1,255万8,226円となりまして、前年度と比較いたしますと612万4,915円の増額となっております。

款17寄附金につきましては、一般寄附金の収入済額が762万8,000円、前年度と比較いたしますと500万8,000円の増額となっております。

款18繰入金ですが、項1基金繰入金は、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金が主なものとなっております。

項2特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計より繰入れを行いました。繰入金の収入済額は合計で6億1,205万4,737円、前年度と比較いたしますと1億797万5,657円の減額となっております。

款19繰越金ですが、前年度からの繰越金の収入済額が8億2,265万6,474円、前年度と比較いたしますと7,488万7,686円の増額となっております。

款20諸収入は、町税延滞金、埼玉県市町村振興協会市町村交付金、埼玉県収入証紙売りさばき料などが主なものとなっております。収入済額は1億758万8,564円、収入未済額は6,427万

2,322円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと1,937万654円の増額となっております。

款21町債につきましては、災害対策事業債、臨時財政対策債、公立保育所整備事業債などを借り入れたもので、借入総額は11億5,084万3,000円となっております。前年度と比較いたしますと5億7,224万3,000円の増額となっております。

款22環境性能割交付金につきましては、収入済額839万2,675円、令和元年度より新設された交付金として皆増となっております。

次に、3ページでございます。

歳入合計につきましては、予算現額107億9,442万9,400円、調定額112億3,743万4,032円、収入済額110億3,592万8,205円。

なお、不納欠損額は2,187万3,872円、収入未済額の合計は1億7,963万1,955円となっております。

予算現額と収入済額との比較では、町税や地方交付税などの収入が予算現額を上回ったことによりまして、収入済額が予算現額を2億4,149万8,805円上回る結果となりました。

なお、予算現額を下回ったものとしたしましては、国庫支出金、県支出金、町債が主なものでございますが、これらは児玉工業団地アクセス道路整備事業など、令和2年度に繰り越された事業の財源となるものでございまして、事業完了後に歳入として受入れを行うものでございます。

以上が、歳入の状況になります。

次に、歳出でございますが、恐れ入ります、4ページを御覧ください。

款項の内容と款項それぞれの予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較が記載されております。

款1議会費は、支出済額が1億181万8,781円、前年度と比較いたしますと668万7,070円の増額となっております。

款2総務費は、支出済額が17億5,373万317円でございます。項1総務管理費から項6監査委員費まで幅広い事業を行っております。前年度と比較いたしますと2億5,964万1,597円の増額となっております。

款3民生費は、支出済額が39億4,655万2,853円でございます。項1社会福祉費は障害者福祉事業、老人福祉事業、男女共同参画推進センター運営事業、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計繰出金などとなっております。

項2児童福祉費は、こども医療費支給事業、児童手当支給事業、公立保育所整備事業、公立保育園や児童館の運営事業、子どものための教育・保育給付事業などを実施しております。民

生費の支出済額を前年度と比較いたしますと2億9,626万6,419円の増額となっております。

款4衛生費は、支出済額が5億4,008万3,315円でございます。項1保健衛生費といたしまして、母子衛生事業、健康推進事業、公害対策事業、上水道経営健全化事業などがございます。

項2清掃費としましては、児玉郡市広域市町村圏組合への清掃施設運営事業負担金、一般廃棄物などの収集運搬委託事業などを実施しております。衛生費の支出済額を前年度と比較いたしますと6,186万2,252円の増額となっております。

款5農林水産業費は、支出済額が5億1,318万878円でございます。農業委員会事業、農業振興事業、土地改良推進事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと3億1,470万3,959円の増額となっております。

款6商工費は、支出済額が3,311万6,694円でございます。主なものは、指定企業施設奨励金などの商工業振興事業や、消費生活専門相談員設置などの消費者生活対策事業を実施しております。前年度と比較いたしますと2,023万9,083円の減額となっております。

款7土木費は、支出済額が7億568万9,538円でございます。主な事業を申し上げますと、町道の維持補修や新設改良事業、児玉工業団地アクセス道路事業、河川管理事業、神保原駅南北自由通路改修工事などの都市計画事業、運動公園等管理業務委託料などの公園管理事業、上里ゴルフ場管理事業、町営住宅管理事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと1億6,508万7,711円の増額となっております。

款8消防費は、支出済額が5億1,528万1,344円でございます。児玉郡市広域市町村圏組合消防事業、消防団運営事業、災害対策事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと5,229万908円の増額となっております。

款9教育費は、支出済額が14億5,023万2,308円でございます。主な事業を申し上げますと、項1教育総務費にあつては、教育委員会事務局運営事業、学力向上推進事業、項2、項3の小学校費、中学校費にあつては、小中学校の管理運営事業、項4社会教育費にあつては、公民館、図書館、郷土資料館の運営事業、項5保健体育費にあつては、上里中学校夜間照明施設設置工事などの体育施設管理運営事業、本庄上里学校給食組合運営事業などを実施しております。教育費の支出済額を前年度と比較いたしますと7,345万2,261円の減額となっております。

款10公債費は、支出済額が8億7,290万2,605円、前年度と比較いたしますと902万4,676円の減額となっております。

款11諸支出金は、支出済額が116万1,523円、前年度と比較いたしますと18万8,669円の増額となっております。

支出合計は、予算現額107億9,442万9,400円に対しまして、支出済額104億3,375万156円となりました。以上から、予算現額と支出済額との比較は3億6,067万9,244円となっております。

なお、児玉工業団地アクセス道路事業や下水道経営健全化事業などの翌年度繰越額は5,989万4,000円となっております、予算現額と支出済額との比較から、翌年度繰越額を差し引いた不用額は3億78万5,244円となっております。

以下、6ページから82ページまでが一般会計の歳入歳出決算事項別明細書となっております。次に、恐れ入りますが、83ページを御覧ください。

実質収支に関する調書となっておりますが、区分1の歳入総額は110億3,592万8,205円、2、歳出総額は104億3,375万156円、3、歳入歳出差引額は6億217万8,049円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(1)継続費通次繰越額が4万5,000円、(2)繰越明許費繰越額が3,798万円、合計で3,802万5,000円となっていることから、5の実質収支額が5億6,415万3,049円となっております。

その下の6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、84ページから86ページは財産に関する調書となっております。

まず、84ページでございますが、1、公有財産の(1)土地及び建物でございます。土地につきましては、合計として決算年度中増減高が1,498平方メートルの増加でございますので、決算年度末現在高は58万2,821.11平方メートルとなりました。建物につきましては、合計として決算年度中増減高が211.37平方メートルの減少でございますので、決算年度末現在高は8万77.66平方メートルとなりました。

続いて、85ページは、(2)出資による権利でございますが、上里町公共下水道事業会計出資証が981万4,000円増額となり、決算年度末現在高は5,776万円となっております。

続いて、2の物品については年度中増減高はございませんでした。

次に、3の債権ですが、奨学資金貸付金は返済額と貸付額の差額が1,339万6,000円となりまして、決算年度末の奨学資金貸付金総額が6,551万1,000円となっております。

住宅資金貸付金は、返済額が438万8,437円となりまして、決算年度末の住宅資金貸付金の残額は5,516万2,534円となっております。

次に、86ページは基金でございます。

1の土地開発基金は、決算年度中増減高はございませんでした。

2の公共施設等用地取得及び施設整備基金は、上里ゴルフ場管理運営事業による取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は2億7,556万1,667円の増額、決算年度末現在高は12億1,214万8,241円となっております。

2の財政調整基金は、取崩しや運用利子などの積立ての結果、決算年度中増減高は1,668万9,194円の減額、決算年度末現在高は10億1,173万9,178円となっております。

4の奨学資金貸付基金は、返済から貸付けを差し引いた1,339万6,000円を現金として積み立てました。債権は同額が減少となります。決算年度末現在高は現金が1億103万9,000円、債権は6,651万1,000円となっております。

5の減債基金は、取崩しや運用利子などの積立ての結果、決算年度中増減高は37万7,645円の増額、決算年度末現在高は8億166万1,821円となっております。

6のいきいき福祉基金は、取崩しや運用利子などの積立ての結果、決算年度中増減高は5,816万7,306円の減額、決算年度末現在高は4億5,389万2,271円となっております。

7の教育施設整備基金は、取崩しや運用利子などの積立ての結果、決算年度中増減高は1億6,700万8,711円の増額、決算年度末現在高は10億845万9,073円となっております。

以上、令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

87ページ以降で御説明申し上げます。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、32億5,996万978円、こちらが歳入総額となります。

次に、88ページを御覧ください。

支出済額の最下段、31億6,502万5,644円、こちらが歳出総額となります。

次に、恐れ入ります、100ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は9,493万5,334円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和元年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、医療費の増額に伴う県支出金の増額や国保加入者の減少、滞納繰越額の減少、繰越金の減額等により、総額では前年度に比べ1億554万3,845円の減額となりました。

また、歳出においては、医療費の増額に伴う保険給付費の増額や一般会計への繰出金の減額等により、総額では前年度に比べ8,508万6,808円の減額となりました。

以上で、令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

続いて、認定第3号 令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明

申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

恐れ入ります、103ページ以降で御説明申し上げます。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、18億8,360万7,808円、こちらが歳入総額となります。

次に、104ページを御覧ください。

支出済額の最下段、18億2,218万467円、こちらが歳出総額となります。

恐れ入りますが、飛んで115ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は6,142万7,341円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和元年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、介護給付費の増額に伴い、国庫、県費及び繰入金が増額になるなど、総額では前年度に比べ3,826万4,207円の増額となりました。

歳出につきましては、介護保険サービスの利用者の増加に伴い、保険給付費が増額となるなど、総額では、前年度に比べ5,250万6,756円の増額となりました。

以上、令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第4号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

恐れ入ります、117ページ以降で御説明申し上げます。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、2億8,237万6,498円、こちらが歳入総額となります。

次に、118ページを御覧ください。

支出済額の最下段、2億7,985万4,843円、こちらが歳出総額となります。

続いて、恐れ入ります、123ページを御覧いただきたいと思います。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は252万1,655円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和元年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、被保険者数の増加により保険料が増額となり、また、保険料軽減措置

の変更に伴う保険基盤安定繰入金が減額となったため、総額では前年度に比べ1,382万2,134円の増額となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金の増額により、総額では、前年度に比べ1,188万1,472円の増額となりました。

以上で、令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第5号 令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

125ページ以降で御説明申し上げます。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、1,643万5,662円、こちらが収入総額となります。

次に、126ページを御覧ください。

支出済額の最下段でございます。1,469万790円、こちらが歳出総額となります。

恐れ入ります、次に、129ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は174万4,872円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は差引額と同額でございます。

次に、令和元年度の決算概要を申し述べます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金が増額となったことなどが影響し、総額では、前年度に比べ255万1,741円の増額となりました。

歳出につきましては、処理施設の維持管理を中心とした事業を実施し、総額では、前年度に比べ301万9,611円の増額となりました。

以上、令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第6号 令和元年度上里町水道事業決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和元年度上里町水道事業決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり処分し、併せて、第30条第4項の規定により、令和元年度上里町水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会認定に付するものでございます。

別刷りの令和元年度上里町水道事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと思います。

まず、1 ページをお開きください。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第1 款事業収益は、当初予算額 5 億 4,993 万 1,000 円、補正予算額 1 万円を増額し、予算額合計 5 億 4,994 万 1,000 円に對しまして、決算額 5 億 5,436 万 7,199 円となっております。

支出につきましては、第1 款事業費は、当初予算額 5 億 2,592 万 8,000 円、補正予算額 1,605 万 2,000 円を減額し、予算額合計 5 億 987 万 6,000 円に對しまして、決算額 4 億 7,570 万 3,011 円となっております。

次に、2 ページの(2) 資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1 款資本的収入は、当初予算額 1 億 4,747 万 4,000 円、補正予算額 1,340 万円を減額し、予算額合計 1 億 3,407 万 4,000 円に對しまして、決算額 1 億 2,078 万 5,400 円となっております。

支出につきましては、第1 款資本的支出は、当初予算額 3 億 9,473 万 3,000 円、補正予算額 1,230 万 9,000 円を減額し、予算額合計 3 億 8,242 万 4,000 円に對しまして、決算額 3 億 6,650 万 5,639 円となっております。

収入額が支出額に不足する 2 億 4,572 万 239 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 369 万 2,211 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 5,347 万 9,300 円及び、繰越利益剰余金処分数 8,854 万 8,728 円で補填いたしました。

次の 3 ページから 7 ページにかけて水道事業の財務指標となっており、以降に水道事業報告書などの附属書類となっております。

恐れ入ります、5 ページをお開きください。

令和元年度上里町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

令和元年度上里町水道事業決算に伴う未処分利益剰余金 4 億 437 万 1,141 円のうち、8,854 万 8,728 円を減債積立金に積み立て、1 億 6,008 万 468 円を資本金に組み入れ、残余 1 億 5,574 万 1,945 円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、令和元年度上里町水道事業決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

続いて、認定第 7 号 令和元年度上里町下水道事業決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度上里町下水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別刷りの令和元年度上里町下水道事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと思います。

1 ページを御覧ください。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第1 款事業収入は、当初予算額 2 億

5,083万5,000円、補正予算額1,510万4,000円を減額し、予算額合計2億3,573万1,000円に対しまして、決算額2億3,390万366円となっております。

支出につきましては、第1款事業費は、当初予算額2億4,994万1,000円、補正予算額370万6,000円を増額し、予算額合計2億5,364万7,000円に対しまして、決算額2億2,858万5,969円でございます。

次に、2ページの(2)資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款資本的収入は、当初予算額1億2,035万円、補正予算額28万5,000円を減額し、予算額合計1億2,006万5,000円に対しまして、決算額1億628万4,060円となっております。

支出につきましては、第1款資本的支出は、当初予算額2億608万1,000円に対しまして、決算額1億9,063万6,442円でございます。

収入額が支出額に不足する8,440万2,382円は、当年度分消費税資本的収支調整額448万2,265円、過年度分損益勘定留保資金1,568万9,372円、当年度分損益勘定留保資金6,423万745円で補填いたしました。

次の3ページから7ページにかけて、下水道事業の財務諸表となっており、以降に下水道事業報告書などの附属書類となっております。

以上、令和元年度上里町下水道事業決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第1号から認定第7号につきまして、それぞれ担当課長より詳細説明を申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

なお、説明は自席にて着座のままでお願いいたします。

健康保険課長。

〔以下、上程中の議案について、健康保険課長 及川慶一君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） 次に、令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

高齢者いきいき課長。

〔以下、上程中の議案について、高齢者いきいき課長 間々田由美君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。再開は15時20分からとします。

午後2時59分休憩

午後３時２０分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

詳細説明を続行いたします。

令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。
健康保険課長。

〔以下、上程中の議案について 健康保険課長 及川慶一君補
足説明〕

○議長（猪岡 壽君） 次に、令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔以下、上程中の議案について 上下水道課長 根岸利夫君補
足説明〕

○議長（猪岡 壽君） 次に、令和元年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定につい
ての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔以下、上程中の議案について 上下水道課長 根岸利夫君補
足説明〕

○議長（猪岡 壽君） 次に、令和元年度上里町下水道事業決算認定についての詳細説明を求
めます。

上下水道課長。

〔以下、上程中の議案について 上下水道課長 根岸利夫君補
足説明〕

○議長（猪岡 壽君） 通告いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

会議を続行いたします。

次に、令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補
足説明〕

○議長（猪岡 壽君） 以上で、令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算及び上里町特別会計
歳入歳出決算並びに上里町水道事業・下水道事業決算についての総括説明及び詳細説明を終わ

ります。

◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 5 時 9 分散会